

○議長（菊地恵一君） 日程第二、議第二百二十三号議案、議第二百四号議案、議第二百七号議案ないし議第二百十九号議案、議第二百二十一号議案、議第二百二十三号議案ないし議第二百四十三号議案、議第二百四十八号議案及び報告第六十五号ないし報告第七十一号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。六番、松本由男君。

〔六番 松本由男君登壇〕

○六番（松本由男君） おはようございます。松本由男です。激動する国内外情勢、いまだ新型コロナウイルスへの対応に翻弄されて持久戦に入っております。アジア近隣諸国に目を転じれば、アメリカ軍のアフガン撤退による影響、中国によるウイグルの人権問題や台湾、尖閣諸島をめぐる緊張状態など目を離せない状況にあり、この十月には中国・ロシアの艦隊は日本近海をぐるり一周しました。対岸の火事ではなく蓋然性の高い国家存亡の危機に物心両面の備えをしておかなければなりません。さて、現行憲法下において初めて四年の任期満了を超えた政権選択選挙も終わり、勇躍、第二次岸田政権が、そして五期目の村井県政が船出しました。特に自治体はいわゆるいつでもお札を刷れる政府と違い限られた財源の中で、村井県政の基本姿勢にもあるように、民間の力を最大限生かし、産官学など衆知を集めた地に足をつけた実効性ある行政運営が求められます。今回はかけがえのない人、そして人材に焦点を当てて、総合的な危機管理の視点で、県政全般に共通する課題と認識する大綱四件について順次伺ってまいります。

初めに、災害時における死者・行方不明者の氏名公表に係る進捗状況について、さきの九月定例会においても先輩議員が取り上げましたが、その後、内閣府から技術的助言があったとのことであり、改めて伺います。

消防庁によれば、行方不明者とは災害が原因によつて所在が不明となり、死亡の疑いがあり、届出があった者と定義しております。我が国では、災害時における死者や行方不明者の氏名公表について憲法には、公共の福祉に反しない限りという文言はありませんが、災害対策基本法や個人情報保護法には具体的に示されていないことにより、大規模災害が頻発する中、災害時の人命救助や報道対応などにおいて自治体ごとに現場が混乱している状況にあり全国的に問題視されてきました。このような状況に鑑み全国知事会では、令和元年と令和二年に、災害時の死者・行方不明者の氏名等の公表の基準を求

める提言をまとめ、国に要請を行ってまいりました。この提言を受けた国からの見解は、災害時の死者や行方不明者の氏名等公表は一義的には自治体の特性に応じ、その都度判断されるべきものとなりました。これを受け本年六月に全国知事会は、氏名公表に係る約四十ページにわたるガイドラインを策定しました。その骨子は各都道府県の考え方が多様であることを踏まえて、三つのパターンを標準対応例として都道府県ごとに公表に当たつての考え方を整理し、公表の判断基準を定めることが重要であると示されました。このように多様な意見がある中であつて、いわゆる七十二時間の壁など人命最優先の頻発する災害への迅速な対応を踏まえれば、県をまたぐ広域災害への対応も想定し、早急に本県としての氏名公表の考え方を確立すべきものと認識するものであります。そこで質問です。

第一は、本県の災害時の死者や行方不明者の氏名公表の考え方についてであります。この件について、国への全国知事会の要望がかなわず、結果的に自治体の判断に委ねることになりました。さきの九月議会での知事答弁は、本県として死者や行方不明者の氏名等を公表することについて早急に方針を決定する旨の発言がありました。政府からの助言を受け、その後どのような方針になったのか、伺います。

第二は、氏名公表に係る県内基礎自治体と近隣県との調整状況であります。

この案件は、じかに住民基本台帳を管理する県内市町村も影響を受けるものであり、各市町村の氏名公表に係る現状と意見集約の内容について伺います。

あわせて、近隣県の現状と調整状況についてもお示しください。

次に、私が十月の常任委員会でも触れた無電柱化の推進についての本県の取組について改めて伺います。

国は、平成二十八年に議員立法により無電柱化推進法を制定しました。我が国は荒廃した戦後の早期の復旧・復興のため、やむなく電柱を建ててきましたが、紆余曲折を経て現在に至っております。国土交通大臣は本年五月二十五日に示した国の無電柱化推進計画の冒頭において、次のように述べております。「無電柱化については昭和六十年代初頭から電線類を地中へ埋設するなど、無電柱化について計画的に取り組んできたが、その水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況にある。全国には依然として道路と民有地を合わせて約三千六百万本の電柱が建つてお

り、減少するどころか増加しているのが現状である。また、これまでの無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加などによりその必要性は高まっており、特に近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物に起因する電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス、復元力強化も求められているところである。」と述べ、我が国において無電柱化を更に計画的かつ迅速に推進しなければならない背景と必要性を強調しております。無電柱化推進法の目的の冒頭では、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため云々としておりますが、ここで強調したいことは後段の文言においては、単に無電柱化することが目的ではなく、公共の福祉・国民生活の向上や国民経済の健全な発展に資するとしてににあります。全国自治体では、東京都や茨城県つくば市や長野県白馬村などにおいて条例を設け、官民一体となった先進の取組も増えています。このような中であつて、法施行六年がたちましたが、本県においては努力義務とはいえ、法に定めのある無電柱化推進計画もなく、市町村の当該計画を策定する際に準拠できない状況になっております。また、国土交通省の最新のデータによれば本県の無電柱化率は〇・七％で四十七都道府県中の四十二位となっております。仙台市は二％で二十政令市中の十一位という状況にあります。以上のことを踏まえ、伺います。

第一は、本県の当該計画策定の在り方についてであります。  
今後、法に基づいた本県の無電柱化推進計画の策定予定について伺います。

あわせて、本県の無電柱化に係る評価と分析、策定するとした場合の本県の無電柱化の基本方針について伺います。

第二は、基礎自治体との連携状況についてであります。

法によれば、市町村の無電柱化推進計画は都道府県の計画に準拠して策定することとなっておりますが、本県は各市町村とどのような連携・調整を行っているのか、その内容について伺います。

第三は、国民の理解と周知・広報についてであります。

当該法律第九条と第十条には、国や自治体は国民の理解と関心を深めるよう無電柱化に関する広報活動や啓発活動の充実その他の諸施策を講ずることや、十一月十日を無

電柱化の日と定めております。本県としての取組の現状と今後の方向性について伺います。

第四は、条例設置を視野に入れた検討提案であります。

全国の事例でも紹介したように、東京都など条例を設けている自治体もあります。法の趣旨を踏まえ今後国として覚悟を持つて無電柱化を推進するとした場合、建てるのに要した年数を踏まえれば、同程度の五十年、百年単位の息の長い取組となります。一日でも早く始めることが、今の時代を預かる我々の責務と認識するものであります。条例を設置することも視野に入れた検討を提案するものですが、御見解を伺います。

次に、来年度中をもって廃止予定の教育職員の免許状更新制度のこれまでの評価と今後について伺います。

教育は国家百年の計であり、教育者一人一人の識能を保持・向上しておくことは、国の基であり、教育行政を担うものとしての責務であります。この制度は、平成二十一年から教育職員免許法の改正により導入されたものであり、今年で十三年目を迎えます。制度導入時の趣旨は教育職員としての資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで教育職員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることとされております。その概要は、普通免許状と特別免許状に十年の有効期間を定め、期間満了直前の約二年間で大学などが開講する免許状更新講習を数万円の私費により必修・選択領域を合わせ三十時間以上受講し、免許管理者へ手続を行うことにより有効期間が更新されるものであります。この制度が今後廃止されることになれば、さきに述べた趣旨が担保されるのか懸念するものであり、いま一度冷静・客観的な評価の下に、必要であれば何らかの手だてを講じることが求められます。私としては、文部科学省が言うところのいわゆる免許状更新制度の発展的解消を機会にこれまでの知識重視の研修から時代の要請に応じた、例えば児童生徒指導に重点を置いた研修の見直しを求めるものであります。そこで質問です。

第一は、改めてこれまでの免許状更新制度に対する当局の評価について伺います。

当該更新制度が始まる前と現在までを比較した場合の今後の取組について伺います。

第二は、この制度が廃止となった場合の今後の取組について伺います。

本県教育委員会として、何らかの手だてを講じる予定はあるのか、あるとすればどのような取組を考えておられるのか、伺います。

最後に、地域おこし協力隊、地域防災マネージャー及び地域プロジェクトマネージャー制度の活用促進ということで、三つの制度を紹介し、最後にまとめて質問をします。まず、平成二十一年から始まった地域おこし協力隊であります。

総務省によれば、この制度は都市地域から過疎地域などの条件不利な地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を自治体が地域おこし協力隊員として委嘱し、その隊員は一定期間地域に住み、地域ブランドや地場産品の開発・販売などの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を行うものであります。実施主体は各自自治体となっております。活動の期間はおおむね一年以上三年以下となっております。経費については国からの特別交付税措置として一人当たり四百七十万円を上限として配分され、そのほか平成二十八年度と令和二年度からは段階的に、都道府県が実施する当該協力隊等の研修やOB・OGを活用した隊員向けサポート体制の整備に要する経費について普通交付税措置がなされております。なお、平成二十六年度からは農林水産省所管の田舎で働き隊が名称統合されました。全国の隊員数と団体数は平成二十一年度に約九十人、約三十団体からスタートし、令和元年度は約五千五百人、約一千七十団体となっており、うち隊員の約四割は女性、約七割が二十代と三十代、任期終了後の約六割が同じ地域に定住しております。

次に、平成二十七年から始まった地域防災マネージャー制度についてであります。

この制度は、近年全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害や発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に対応するため、自治体が防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監などとして採用するに当たり、これに必要となる知識・経験などを有する者を地域防災マネージャーとして本人からの申請に基づき内閣府が証明するものであります。地域防災マネージャーを防災監などとして自治体が採用した場合の経費は、上限はありますがその経費の半分が特別交付税の対象となっております。

三つ目は、総務省が今年度から始めた地域プロジェクトマネージャー制度についてであります。

この制度の背景と趣旨は、自治体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、民間、行政などが連携して取り組むことが不可欠ですが、その関係者間を橋渡ししながらプロジェクトをマネジメントできるいわゆるブリッジ人材が不足しております。そこで、自治体が地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度であります。制度の概要は、人物像としては地域の実情を理解し専門的な知識や仕事を通じた人脈などで、例えば地域おこし協力隊のOB・OG、地域との関係が深い専門家などであります。また、財政措置としては雇用などに要する経費として一人六百五十万円を上限に特別交付税措置がされており、一市町村当たり一人三年間を上限としております。以上、国が推し進めている代表的な三つの制度を紹介しました。ややもすると関係するのはこの制度の所管だけと捉えがちですが、例えば地域おこしは農業だけに限りません。まちづくり・県土づくりの観点から全ての所管に関わります。特に本県は、少子化、人口減少問題への実効性ある地道な取組が求められております。そこでこの三つの制度に対する共通の質問であります。

第一は、それぞれの制度について、本県の取組の状況と分析・評価について伺います。

この際、県や県内三十五市町村におけるこの制度の採用状況についても伺います。最後の質問は、本県として三つの制度の今後の取組の方向性についてお示しく下さい。

以上、大綱四件、かけがえのない人・人材に焦点を当て、一石を投じさせていただきました。鳥の目だけに偏りがちな県政運営、俯瞰的に大きく捉えることも大事ですが、一人一人に丁寧な光を当て、虫の目、魚の目も含めた三つの目により、着実、丁寧そして大胆な県政運営を求め、壇上からの質問を終了します。

御清聴ありがとうございました。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 松本由男議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

6  
まず、大綱一点目、災害時の死者・行方不明者の氏名公表方針についての御質問の

うち、検討の現況についてのお尋ねにお答えいたします。

大規模化・頻発化する災害への備えとして、氏名等の公表に関する対応をあらかじめ定め、市町村と共有しておくことは重要であると認識しております。そうしたことから、今年六月全国知事会において災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドラインが策定されたことを受け、我が県においても市町村等と協議を行っているところであります。また、静岡県熱海市で発生した土砂災害において、安否不明者の氏名等の公表が救助活動の円滑化につながったことを踏まえ、国が示した留意事項も参考としているところであります。県としては、個人情報保護や御家族の心情にも配慮しながら、災害時は人命の救助を最優先とすることを基本に引き続き検討してまいります。

次に、大綱二点目、無電柱化の推進についての御質問のうち、計画策定と市町村との連携状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで地域の実情に応じて道路管理者、交通管理者及び電線管理者が連携・協力し、市街地を中心に電線共同溝による地中化などの整備を行ってきたほか、一次緊急輸送道路で新設電柱を抑制するなど無電柱化を推進してきたところではありますが、整備費用が高いことや電線管理者等との合意形成に時間を要していることなどから無電柱化率は全国的に見ても低い状況にあります。道路における無電柱化の推進は、近年の激甚化・頻発化する自然災害に備えた防災性の向上、安全で安心な歩行区間の確保、魅力あるまちづくりのための良好な景観の形成を図る上で大変重要であると認識しております。県といたしましては、このような認識の下、今後の取組に当たっての基本的な方針や施策等を定めた宮城県無電柱化推進計画を今年度末までに策定するとともに、市町村に対して技術的な支援や計画策定の働きかけを行うなど、引き続き電線管理者等の関係機関や地域住民との連携を強化しながら、官民を挙げて計画的な無電柱化の推進に取り組んでまいり所存でございます。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、災害時の死者・行方不明者の氏名公表方針についての御質問のうち、県内市町村の現状と意見集約の状況及び近隣県の現

状と調整状況についてのお尋ねにお答えいたします。

これまで開催いたしました市町村担当者会議においては、災害時の氏名等の公表に関する方針をあらかじめ定めておくことは必要であるという点と、安否不明者の氏名等の公表が救助活動の円滑化に有効であるという点については多くの市町村で一致しております。一方で「公表の同意確認などに災害発生直後、職員を充てることは難しい。」、あるいは「観光客などの住民基本台帳に登録されていない方の取扱いはどうすればよいのか。」等の意見も出されているところでございます。氏名等の公表には市町村の理解と協力が不可欠であることから、引き続き意見の集約に努めてまいります。また、近隣県の現状については、岩手県、山形県、福島県において公表に向けた考え方を示しておりますが、公表の条件などが一様ではないことから、県をまたがる広域災害に備え、今後情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、地域おこし協力隊、地域防災マネージャー、地域プロジェクトマネージャー制度の積極的な活用促進についての御質問のうち、地域防災マネージャー制度の取組と分析・評価、今後の取組の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、地域防災マネージャーの認定を受けた防災担当職員一名を採用し、地域防災計画の見直し、各種防災訓練の企画調整、災害が発生した場合の自衛隊等の実動機関との連絡調整など防災行政全般に従事しております。また、市町村におきましても、十三市町村において本制度を活用して専門性を有する人材を防災担当職員として採用し、防災訓練の企画調整や災害時における関係機関との連絡調整などを担っていると伺っております。県といたしましては、防災の専門性を有する人材の配置は自治体の防災推進体制の強化につながるものと考えており、本制度の活用を含め引き続き人材の育成・配置を推進するとともに、市町村への情報共有に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱四点目、地域おこし協力隊、地域防災マネージャー、地域プロジェクトマネージャー制度の積極的な活用促進についての御質問のうち、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーに係る取組と分析・評価についてのお



尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、地域おこし協力隊の導入を希望する市町村にアドバイザーを派遣し、受入れ体制の整備を支援するとともに、隊員を対象としたセミナーを開催し、地域づくりに必要な知識の習得や任期終了後における起業や就業を後押ししてまいりました。その結果、今年四月現在、県及び二十一市町で制度が導入され、計百二十四人の隊員が活動しております。また、これまでに任期を終了した計九十五人のうち五十八人が県内に定住し、起業・就業するなど取組の成果が現れてきていると考えております。一方、今年度創設された地域プロジェクトマネージャーについては、複数の団体から導入を検討中と伺っておりますが、現時点での導入実績はございません。

次に、これらの制度に係る今後の取組の方向性についての御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、少子高齢化や人口減少が急速に進展する中、移住・定住政策としての意義にとどまらず、地域社会に不可欠な人材として大きな役割を果たしております。このため、県といたしましては、全県的な更なる取組の充実に向けて、今年度からSNSを活用した隊員同士の交流機会の創出や仙台市内の百貨店が主催するフェアへの地域おこし協力隊ブースの出展サポートなど新たな支援にも取り組んでおります。また、地域プロジェクトマネージャーについては、これまで課題とされてきた地域おこし協力隊の任期終了後の活動支援に当たっても非常に有効な制度であるとの認識の下、制度の周知に力を入れているところであり、市町村の関心も高まってきております。引き続き両制度について市町村と緊密に連携し、制度の普及と支援体制の充実強化に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱二点目、無電柱化の推進についての御質問のうち、広報・啓発活動についてのお尋ねにお答えいたします。

無電柱化の推進に当たっては、地域住民の方々の御理解と御協力が不可欠であることから、無電柱化に関する広報・啓発活動が特に重要と認識しております。これまで県

では、無電柱化に関する啓発ポスターを市町村の庁舎などの公共施設に掲示しているほか、事業実施箇所において無電柱化の意義や必要性が分かるイメージ看板などを設置してきたところです。県といたしましては、県民をはじめ関係者の無電柱化に対する理解と関心を更に高めるため、今年度策定予定の宮城県無電柱化推進計画に広報・啓発の取組を位置づけ、ホームページに掲載し広く周知するほか、イベント時におけるパネル展示など機運の醸成に向けた取組を実施するなど、引き続き市町村や電線管理者とも連携を図りながら、広報・啓発活動に取り組んでまいります。

次に、条例制定についての御質問にお答えいたします。

県では、これまで県内の道路管理者、交通管理者及び電線管理者と連携して、地域の実情に応じた無電柱化の整備を進めているほか、防災上の重要な道路における電柱の新設抑制を行ってきたところです。県といたしましては、無電柱化を計画的かつ確実に推進するため、まずは宮城県無電柱化推進計画を策定し、県民に対する広報・啓発活動に最優先で取り組んでまいりたいと考えております。御提案のありました条例につきましては、計画策定後の無電柱化の推進状況や、既に制定している自治体の状況も参考にしながら、その必要性等について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱三点目、教育職員の免許状更新制度の評価と今後についての御質問のうち、免許状更新制度に対する評価についてのお尋ねにお答えいたします。

教員免許更新制度は、教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を習得することを目的として導入されたものです。制度については、特に免許状更新講習の受講による最新の知識技能の習得という点において一定の成果を上げてきた側面がある一方で、教師の負担に比べて成果が効率的に上がっていないのではないか、現代社会の急激な変化に即応するには十年に一度の講習の受講では成果が限定的になっているのではないか、といった点について課題が指摘されているものと認識しております。

次に、免許状更新制度が廃止された場合の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

教員免許更新制の廃止については現在、中央教育審議会特別部会の審議まとめを受けた文部科学省が通常国会への法案提出を目指しているところですが、これに伴い国においては研修の在り方について幅広く議論していくと聞いております。県教育委員会としては、これまでも総合教育センターを主体とした教員研修を通して教員の資質能力向上に取り組んできたところですが、国の動向も注視しながら、引き続き今日の教育課題への対応も踏まえた教員に必要な資質能力を確保するための効率的かつ効果的な研修に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 御答弁ありがとうございます。これで二回目の質問なんですけれども、回を重ねるごとに前向きな答弁になってきたということで、毎回質問しているかなと、今感じました。

それで、四つお伺いしました。一点目から確認していきます。災害時の死者・行方不明者の氏名公表の件ですけれども、まず、これ確認です。私、行方不明者という用語を使ったんですが、知事、私の聞き間違いかもしれないんですけども、安否不明者という言葉が出たのでこの用語の定義について、改めて確認して質問に入りたいと思います。お願いします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 行方不明者の定義ですけれども、当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある方、それから安否不明者というのは行方不明者となる疑いがある方、という違いだそうです。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） これ、内閣府から来たのかもしれないですけど、ちょっと思ったのは、私も少し研究してますが私自身でもやはり行方不明者と安否不明者、こんがらがるといふか、最近刑法関係も整理、統合されましたけど、こういうのは内閣府に対して早めに……。私はもう一本でいいと思うんですよ。イメージとして安否不明者の中に

行方不明者があると捉えていいんだと思うんですけど。全体がもう入るのであれば、安否不明者に一本にするだとかぐらいの、市民、県民、国民共通の用語でもって、認識の下にやっついていかないと、有事のときにまた大変なことが起こるのではないかと思っただけで、ちよつと確認した次第です。

それで、検討していただけるといってお話がありました、ありがとうございます。前回もそうなんですけども、検討するというところで、時期がないんですね。いつぐらいを目標にされているのか。それによつて職員の方も市町村もタイムスケジュール、できるわけですから。そういうのが大事かなと思うんですけども、いつぐらいをお考えでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） この件は市町村でも非常に様々な意見、意向があることをごさいますて、手続だとか要件、詳細を定めてからでないかと動かせないと。実際に災害が起こった際にその詳細を決めておかないとやはり機能しないものですので、市町村と意見をそろえるのに少し時間がかかっているということが一つございます。一方で、災害は時と場所を選べず、いつ起こるか分からないということがございますので、早急にやりたいと思っております。めどとしては、年度内を目指して策定したいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） ありがとうございます。無理して催促したわけではないんですけど、いわゆる時期なのか条件なのか、これをめり張りつけたほうがいいと思うんですけど、何の条件が確定しないと決められないものなのかとか、時期で済むのか。これ、非常に大事なんだと思うんですよ。強硬に時期ありきで進めると市町村も困るでしょうしね。個人情報にも関わりますから、その辺りは私からも要望しておきます。

次に、無電柱化ですけども、知事から今年度末までにと。今年度末ですから、もう三か月ですよ。推進計画をつくっていただけたらというお話があったんですけど。これ、すごいですよ、部長から先ほどもありました。私は日本の社会の縮図だと思ってるんですけども、道路管理者とか電線電柱管理者だとか地主の方だとか電力会社も通信会社も含めて、その一本の電柱にありとあらゆる社会の営みが全て入っているの

はないかなど。私がなんで電柱を取り上げたかというのはそういうところにもあるんですけど。急ぐ必要は逆になくて、例えば仙台市なんか立派なものができているんですが、そういうのも参考にしながら、研究しながら、目標でいいんですけども、職員の方に寝ずにやられても困りますから、ちゃんと手順を踏んで、地域の市町村の見解も聴いたり、電力会社の意見を聴いたり、そういうふうに進めていただければと思うんですが、部長いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） やはりこの無電柱化推進計画を策定するというところで、基本的な方針ですとかその目標などを示すということを考えておりますし、どういった施策を講じていくのかということもその中に示そうと思っております。もう既に検討を始めておりますので、そういったことをうまく盛り込みながら早めに示していくということとは重要だと思っておりますので、年度内を目標に進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） よろしく願います。それで無電柱化に関して二点目ですけど、条例の話、御提案させていただきました。当局のほうは条例というと職員の方もわーっと、大変なことになるなんて構えるかもしれないんですけども、条例も、例えば二種類ありますよね。一般的には、条項がたっぷり入って、きめ細やかにつくる条例もあるんですが、私はこの案件に関して、先ほども言いましたけども、社会の縮図だとかそういう観点からいくと、これまでの歴史、時代背景も含めて、ここをやろうとするともうこっちが、こういうのを表と裏ではないですけど、いろいろ出てくるんだと思うんですよ。そういう意味では、理念条例もあると思っておりますよ。いわゆる国の考えと一緒にするかもしれないですけども、あえて宮城県として、理念として紙一枚でだんと、いっぱい書く必要はない、そういうのもあるのではないかなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） 現在、都道府県で条例を持っているのは東京都のみなんですけど、東京都の条例も拝見いたしました。松本議員がおっしゃるとおり理念条例的なものだと私も思います。それは法律上位置づけられているいろいろな項目がございますが、

それとかなり重複するということもございました。県としてより具体的な進め方について推進計画をつくっていくことですので、まずはそちらのほうを最優先でやっていった上で、条例についてはまたそのあとの検討とさせていただきたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 無電柱化というどうしても建っている電柱を抜くというそういうイメージですけど、私は全く逆です。抜くのもいいんです。抜くというのは後ろ向きの話じゃないかもしれないけど、後ろで抜いていきますよね。でも前を向いて見たら、ばんばん建っていると。国土交通大臣も言っていましたけど、建てることをとめると。そうすれば、ゆつくり抜いてきたって。お金もかかるし時間もかかりますからね。と、私は思っているんです。私の感想ですけどね。その辺りも踏まえながらやっていただければと思います。

次、教育に関して、免許状の話です。私もちょっと考えたんですけど、いわゆるこの免許状の更新制度の目的的背景、いわゆる最新の知識という話です。そのために十年間の最後の八年目か九年目か分からないですが、そこにかけて最新の知識をとということなんですけど。当時は最新の知識でよかったですかもしれないんですけど、私はいま一度考えたほうがいいと思うのは、最新の知識というのは先生達も今どきネットとかSNSだとかそういうのである程度自らで入手できるんだと思うんですよ。そうではなくて、私、提案した一例ですけども、やはり社会問題化している不登校だとかいろいろありますよね、御病気を持っている児童生徒だとか、そういう児童生徒に対する対応の仕方というか、スキルというか、そういうったものなどが私は大事じゃないかなと、思っているんですけど、教育長いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 今回の免許の更新制の見直しというか廃止に向けてということでの検討の中でも、そういう最新の知識を習得するということについて一定の効果があつたと思いますが、やはり十年に一度ということでは成果が上がっていないのではないかというのは非常に指摘されていたところなんです。私どものほうでも県として総合教育センターで研修をやっている中で、座学で知識を習得するというのもそうで

すが、やはり実際に教員同士でワークショップといういろいろな話し合ってみるとか、あるいは現地に行ってみるとかということが非常に重要だということで、そういうことを取り入れておりますし、研修は非常に幅広く体系的にやっていますが、そういう中ではまさに今課題となっているような生徒とのコミュニケーションも含めて、そういうところも取り上げながら研修しているところでございます。今後、免許制度の更新というその制度が廃止されて、そのあとまた県としての役割というのも出てくると思いますので、そこは今後に向けてしっかりと教職員が今必要な、あるいは今後必要な力をつけていけるように我々は考えていきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） ありがとうございます。ぜひじっくり考えて進めていただければと思います。私も前の職で教育に携わっていたんですけども、本当にもうへとへとなるんですね、教育現場の教職員というのは。そういうこともありすから、よく目標を定めて、職場環境も含めてしっかりとつくっていただきながら、児童生徒のために教育目的を達成できるようにやっていただければと思います。

途中の質問で確認しましたけど、御答弁いただくんですが行政側は時期がいつまでにだとか、そういうのが先輩の質問も含めて、まず入っていないんですね。それは分かります、私も公務員してましたから。でも、それによって職員の方が大変になったりいろいろあるんですね。何でもかんでも時期を明示する、いつまでにとというのは、ないんだと思うんですけども。答弁されるときに、知事とは言いませんけど、職員担当の副知事のほうでそこをポイントにやっていたら、議員・議会でも同じような質問をしなくて済むんです、実は。質を高めた違う質問ができるので、その辺りを要望させていただいて、私からの質問を終了します。

ありがとうございます。